

令和 2 年 度

地域密着型通所介護

自己点検シート

作成年月日	令和 年 月 日
事業所番号	
事業所名	
担当者名	

確 認 事 項	適	否	【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
<p>第1 基本方針</p>			<p>【赤 P383～】</p>
<p>【地域密着型通所介護】 → 津山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下、「地密条例」）第60条の2</p> <p>* 地域密着型通所介護の事業運営の方針は、「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行う。」という基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>* 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</p>	<p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p>	<p>・運営規程</p> <p>・パンフレット等</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>* 指定地域密着型通所介護事業者と介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、介護予防通所介護従業者の員数を満たすことをもって、従業者の員数を満たしていることとみなすことができる。</p> <p>* 指定地域密着型通所介護事業者と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村が定める第1号通所事業の人員基準を満たすことをもって、基準を満たしていることとみなすことができる。</p>			<p>【赤 P383～】</p>
<p>1 従業者の員数等 → 地密条例第60条の3</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>①指定地域密着型通所介護の単位数にかかわらず、通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる生活相談員を提供日ごとに1以上確保</p> <p>生活相談員のサービス提供時間内での勤務時間数の合計</p> <p style="text-align: right;">≥ 1</p> <p>サービス提供時間数(サービス提供開始時刻から終了時刻)</p> <p>※利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間は、相談・援助業務に支障がない範囲で、勤務時間数に含めることが可能（サービス担当者会議等への出席、利用者宅を訪問しての相談・援助等）</p> <p>②社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者か。</p> <p>一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>二 厚生労働大臣指定の養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>三 社会福祉士</p> <p>四 厚生労働大臣指定の社会福祉事業従事者試験に合格した者</p> <p>五 精神保健福祉士</p>	<p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p>	<p>・職員名簿、勤務表</p> <p>・出勤簿（タイムカード）</p> <p>【緑 P372 Q18、P364 Q2, Q3】</p> <p>【緑 P362 Q1】</p> <p>・資格証、職員履歴書</p> <p>社会福祉法第19条各号同法施行規則第1条</p> <p>【赤 P704 第5条2】</p>

地域密着型通所介護

確 認 事 項	適	否	【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
<p>六 学校教育法に基づく大学において、法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者)</p> <p>七 介護支援専門員 (H24.6.8～ 県通知) (H28.4.1～ 市通知)</p> <p>八 介護福祉士 (H29.4.1～ 県・市通知)</p>			<p>【H24.6.8 長寿第500号】 【H28.3.17 津環社高第6379号】 【H29.2.6 長寿第2209号】 【H29.3.22 津環社高第2386号】</p>
<p>(2) 看護職員</p> <p>①単位ごとに専従の看護職員を1以上 ※提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて、地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携が必要。 ※以下のいずれの要件も満たしている場合についても看護職員が確保されているものとする。(H27.4.1～)</p> <p>①病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が営業日ごとに健康状態の確認を行っていること ②病院、診療所、訪問看護ステーションと提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携が図られていること</p> <p>②利用者の数(実人員)が10人以下の日でも配置すること。</p> <p>③次のいずれかの資格を有する者か。 看護師、准看護師</p>	適	否	<p>・職員名簿、勤務表 ・出勤簿(タイムカード) ・資格証、職員履歴書</p> <p>・連携先との契約 【緑P365 Q5】</p>
<p>(3) 介護職員</p> <p>①地域密着型通所介護の単位ごとに、<u>提供時間数に応じて</u>、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる介護職員を確保しているか。 ※提供時間数 当該単位における平均提供時間数 利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 ※単位ごとに確保すべき介護職員の勤務延時間数</p> <p>ア) 利用者数が15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数</p> <p>イ) 利用者数16人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝((利用者数－15)÷5＋1)×平均提供時間数</p> <p>②地域密着型通所介護の単位ごとに常時1名以上の配置が必要。 ※利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員等として柔軟な配置を行うことが可能。</p>	適	否	<p>・職員名簿、勤務表 ・出勤簿(タイムカード) ・利用者の数がわかる書類 【緑P362 Q1】</p>
<p>(4) 機能訓練指導員</p> <p>①1以上(常勤要件や専従要件はない) ※個別機能訓練加算(I)を算定する場合は、サービス提供時間を通じて、常勤専従の機能訓練指導員を配置</p> <p>②次のいずれかの資格を有する者か 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師 ※利用定員や加算算定の有無にかかわらず、資格を有する機能訓練指導員を配置する必要がある。 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の</p>	適	否	<p>・職員名簿、勤務表 ・出勤簿(タイムカード) ・兼務辞令 ・資格証、職員履歴書</p>

地域密着型通所介護

確 認 事 項	適	否	【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 ※利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。			
(5) その他 ①生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤か。	適	否	・健康保険、雇用保険 資格取得事業者控え
3 管理者 → 地密条例第60条の4 * 専らその職務に従事する常勤の管理者か。 ただし、 管理上支障がない 場合は、①又は②との兼務可。 ①当該事業所のその他の職務（地域密着型通所介護従業者） ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務＝管理業務とする。 ※兼務する職務が当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可。 ※兼務不可の例 ＝地域密着型通所介護管理者と訪問介護員（専従） ＝地域密着型通所介護管理者と入所施設看護職員（専従） ＝他の法令で「専任」を求められている職	適	否	・組織図 ・職員名簿、勤務表 ・出勤簿（タイムカード） ・健康保険、雇用保険 【赤P324・(3)常勤】 【赤P324・(4)専ら】
第3 設備に関する基準 → 地密条例第60条の5			【赤P387～】
* 指定地域密着型通所介護事業者が介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、介護予防通所介護の設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしていることとみなすことができる。 * 指定地域密着型通所介護事業者と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村が定める第1号通所事業の設備基準を満たすことをもって、基準を満たしていることとみなすことができる。			
1 設備の基準 (1) ① 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室 があるか。 ②消火設備その他の非常災害に必要な設備があるか。 ・消防法その他法令等に規定された設備を設置しているか。 ③その他地域密着型通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか ・入浴加算の届出がある場合には、浴室が整備されているか。 ・食事提供がある場合は、厨房設備が整備されているか。 （併設施設との共用や委託実施も可能） ・送迎用車両が整備されているか。 ④建物・設備は高齢者向けのものとなっているか。 ※手すり、スロープ等の設置 (2) 設備基準を満たしているか。 ①食堂及び機能訓練室 ・合計面積が、 内法（内寸）で3㎡×利用定員以上 あるか。	適 適 適 適 適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否 否 否 否 否	・平面図 ・消火器等 ・消防署の立ち入り 検査の状況 ・体制届 ・平面図 ・委託契約書 ・備品台帳 ・岡山県福祉のまちづくり条例参照

地域密着型通所介護

確 認 事 項	適	否	【『介護報酬の解釈』参照頁）・確認書類		
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>狭隘な部屋を多数設置したものとなっていないか。</u> ・<u>通所リハビリを行うスペースが同一の部屋等の場合、スペースが明確に区分されているか。それぞれの区分が設備基準を満たしているか。</u> ②相談室 遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。 ③静養室 利用者のプライバシーの確保に配慮されているか。 	適	否	【緑 P365 Q 6】		
<p>(3) 設備の専用 設備は、専ら指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものか。</p> <p>* <u>利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に明らかに支障がない場合に限り、他の事業と兼用が可能。</u></p>	適	否			
<p>(4) 夜間及び深夜に、指定地域密着型通所介護以外のサービス提供を行う場合は、届出がなされているか。</p>	適	否	・宿泊サービスの実施に関する届出書		
<p>第 4 運営に関する基準</p>			【赤 P389～】		
<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>→ 地密条例第 10 条 準用</p> <p>(1) <u>あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該同意は書面によって確認されているか。(市独自基準) ・重要事項を記した文書は分かりやすく、不適切な事項や記載漏れはないか。 <p>※重要事項最低必要項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制【関連 30(1)】 			適	否	→ 【市独自基準】 第 60 条の 20 (第 10 条準用)
<p>2 提供拒否の禁止 → 地密条例第 11 条 準用</p> <p>* 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>※正当な理由の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業所の現員からは利用申込に応じきれない。 ②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③適切な通所介護を提供することが困難である。 <p>* 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>			適	否	【緑 P369 Q10】
<p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>→ 地密条例第 12 条 準用</p> <p>* 居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介を行っているか。</p>			適	否	
<p>4 受給資格等の確認</p> <p>→ 地密条例第 13 条 準用</p> <p>(1) サービス提供を求められた場合、<u>以下の要件を被保険者証によって確認しているか。</u></p>			適	否	・利用者に関する記録 (フェイスシート等)

地域密着型通所介護

確 認 事 項	適	否	【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
<p>①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (サービス事業者が被保険者証を取り込んでいないか。) <p>(2) 認定審査会意見が記載されている場合は、当該意見に配慮したサービスを提供するよう努めているか。</p>	適	否	
<p>5 要介護認定等の申請に係る援助</p> <p>→ 地密条例第 14 条 準用</p> <p>(1) 要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助=既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、申請を促すこと。 〔居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合〕</p> <p>(2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から、遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。</p>	適	否	
<p>6 心身の状況等の把握</p> <p>→地密条例第 60 条の 6</p> <p>* サービス担当者会議等(本人や家族との面談)を通じて、利用者 の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況 の把握に努めているか。</p>	適	否	・ サービス担当者会議の要点の記録
<p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>→ 地密条例第 16 条 準用</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者との連携を図っているか。</p> <p>(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者との連携を図っているか。</p>	適	否	・ 情報提供の記録 ・ 指導の記録
<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>→ 地密条例第 17 条 準用</p> <p>〔法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合〕</p> <p>* 法定代理受領サービスを受ける要件の説明を行っているか。 ※要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、 ②その居宅サービス計画に基づく居宅サービスを受けること。 	適	否	

地域密着型通所介護

確 認 事 項	適	否	【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
<p>(4) (3)の支払いを受ける場合には、その内容及び費用についてあらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか。 ・ 「その他日常生活費」とは区分される費用（嗜好品購入費等）についても、同様の取扱いとしているか。 <p>(5) 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 領収証については、保険給付に係る利用者負担部分と保険給付対象外のサービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載しているか。</p> <p>* 課税対象外のものに消費税を賦課していないか。 <u>（上記（3）①については課税となる）</u></p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p>	<p>・ 同意に関する記録 【赤 P 1112～介護保険施設等における日常生活費等の受領について】</p> <p>介護保険法第 41 条⑧ 同法施行規則第 65 条</p>

<p>13 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>→ 地密条例第 23 条 準用 [法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合]</p> <p>* サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p>	<p>適</p>	<p>否</p>	

<p>14 地域密着型通所介護の基本取扱方針</p> <p>→ 地密条例第 60 条の 8</p> <p>(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 提供する地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行っているか。 ・ 必要に応じ地域密着型通所介護計画の修正を行うなど、改善を図っているか。 	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p>	<p>・ 利用者に関する記録</p> <p>・ 地域密着型通所介護計画</p> <p>・ 評価を実施した記録</p>

<p>15 地域密着型通所介護の具体的取扱方針</p> <p>→ 地密条例第 60 条の 9</p> <p>(1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ適切に行っているか。</p> <p>(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、それぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。</p> <p>(3) 地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等）について理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p>	<p>・ 地域密着型通所介護計画書</p> <p>・ 重要事項説明書</p> <p>・ パンフレット等</p>

地域密着型通所介護

確 認 事 項	適	否	【介護報酬の解釈】参照頁・確認書類
<p>(5) 介護技術の進歩に対応した適切なサービスを提供しているか。 ・ 常に新しい技術を習得するために研鑽を行っているか。</p> <p>(6) 心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。 ・ 必要に応じ、認知症の状況の特性に対応したサービス提供体制を整えているか。 * 事業所外でサービスを提供した場合、次の要件を満たしている ①効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。 ②あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。</p> <p>(7) 認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市高齢介護課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しているか。(市独自基準)</p>	<p>適 適 適 適 適</p>	<p>否 否 否 否 否</p>	<p>・ 研修参加状況等がわかる書類</p> <p>・ 利用者に関する記録 ・ 相談・助言の記録</p> <p>【赤 P395(2)④】 参考【H19.7.2 長寿第477号】</p> <p>→ 【市独自基準】 第60条の9第2項</p>
<p>16 地域密着型通所介護計画の作成</p>			
<p>→ 地密条例第60条の10</p> <p>(1) <u>管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。</u> ・ 計画作成に関し、知識・経験を有する者（介護支援専門員の資格を有する者が望ましい）が取りまとめを行っているか。 ・ 計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して利用者ごとに作成しているか。</p> <p>(2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成しているか。 ・ 地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(3) 地域密着型通所介護計画の（目標及び）内容について、利用者又はその家族に対して説明し、<u>利用者の同意を得ているか。</u></p> <p>(4) 地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5) それぞれの利用者について、<u>地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録</u>を行っているか。 ・ その実施状況や評価について説明を行っているか。</p> <p>(6) 居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p>	<p>適 適 適 適 適 適 適 適 適</p>	<p>否 否 否 否 否 否 否 否 否</p>	<p>・ 利用者に関する記録（アセスメント） ・ 地域密着型通所介護計画書</p> <p>・ 居宅サービス計画書 ・ 地域密着型通所介護計画書</p> <p>・ 同意に関する記録</p> <p>・ 地域密着型通所介護記録 ・ 評価を実施した記録</p>

地域密着型通所介護

確 認 事 項	適	否	【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
<p>17 利用者に関する市町村への通知</p> <p>→ 地密条例第 29 条 準用</p> <p>* 地域密着型通所介護を受けている利用者が、次に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした。</p>	適	否	・ 市町村に送付した通知に係る記録
<p>18 管理者の責務 → 地密条例第 60 条の 11</p> <p>(1) 管理者は、従業員の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。</p>	適 適	否 否	・ 組織図 ・ 業務日誌等
<p>19 運営規程 → 地密条例第 60 条の 12</p> <p>* 運営規程に次の①～⑩が記載されているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>・ 延長サービスを行う事業所にあつては、提供時間帯とは別に延長サービスを行う時間</p> <p>④ 指定地域密着型通所介護の利用定員</p> <p>⑤ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>・ 「内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すもの</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>・ 利用者側が留意すべき事項を指すもの</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>・ 非常災害に関する具体的計画を指すもの</p> <p>⑩ その他運営に関する重要事項</p> <p>* 運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。</p>	適 適 適 適 適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否 否 否 否 否	・ 重要事項説明書
<p>20 勤務体制の確保等 → 地密条例第 60 条の 13</p> <p>(1) 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。（勤務計画が作成されているか。）</p> <p>・ 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 当該事業所の従業者によってサービス提供が行われているか。（ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は委託可）</p> <p>・ 調理、洗濯等第三者へ委託を行っている場合、その内容は適切か。</p>	適 適 適 適	否 否 否 否	・ 就業規則 ・ 雇用契約書 ・ 勤務計画 ・ 勤務表 ・ 地域密着型通所介護記録 ・ 業務委託契約書

地域密着型通所介護

確 認 事 項	適	否	【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途通知による適切な措置を講じているか。 循環式浴槽の場合、適切な管理を行っているか。 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 	適 適 適	否 否 否	<ul style="list-style-type: none"> レジオネラ属菌の検査結果 消毒、換水、清掃などの記録
<p>24 地域との連携等 → 地密条例第 60 条の 17</p> <p>(1) 運営推進会議を設置し、6月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営推進会議の記録を作成し、公表しているか。 <p>(2) 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>(3) 市町村が実施する事業（介護相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含む。）に協力するよう努めているか。</p> <p>(4) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても提供を行うよう努めているか。</p>	適 適 適 適	否 否 否 否	<ul style="list-style-type: none"> 会議録 地域密着型通所介護記録等 地域密着型通所介護記録等 利用者に関する記録
<p>25 事故発生時の対応 → 地密条例第 60 条の 18</p> <p>(1) 事故発生時の市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対する連絡体制が整えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の対応方法が定められているか。 損害賠償保険に加入しているか。（又は賠償資力を有するか。） <p>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の指針及び市の事務取扱要領に基づき、市町村に加え県（所管県民局）へ報告しているか。 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。 <p>(3) 賠償すべき事故が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(4) 宿泊サービス等指定地域密着型通所介護以外のサービス提供についても、(1)(2)に準じた措置が講じられているか。</p>	適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否	<ul style="list-style-type: none"> 連絡体制図 フェイスシート 対応マニュアル 保険証書 事故記録
<p>26 掲示 → 地密条例第 35 条 準用</p> <p>(1) 重要事項を利用申込者等が見やすい場所に掲示しているか。 ※掲示が困難な場合には、利用者等誰もが閲覧できるように、ファイル等に入れて、受付コーナー、相談室等に立てかけておくことでも差し支えない。</p> <p>(2) 掲示事項はすべて掲示されているか。 * 掲示すべき内容は、重要事項説明書と同じ。 * 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。</p>	適 適 適	否 否 否	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項説明書 運営規程

地域密着型通所介護

確 認 事 項	適	否	【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
<p>33 緊急時等の対応 → 地密条例第 54 条 準用</p> <p>* サービス提供時、利用者に病状の急変が生じた場合等は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を、事業所において講じているか。</p>	適	否	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・緊急時対応マニュアル
<p>34 記録の整備 → 地密条例第 60 条の 19</p> <p>(1) 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を根拠法令（労働法令、税法、会社法等）等に基づき整備しているか。</p> <p>(2) 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しているか。 (市独自基準(基準省令では 2 年間))</p> <p>①地域密着型通所介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥運営推進会議の記録</p>	適 適	否 否	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に関する書類 ・設備、備品台帳 ・会計関係書類 <p>→ 【市独自基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護計画 ・実施記録 ・苦情記録 ・事故記録 ・会議録
<p>第 5 変更の届出等</p>			<p>介護保険法第 75 条 同法施行規則第 131 条</p>
<p>* 変更の届出が必要な事項については、適切に届け出されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。 ・管理者は届け出ている者と一致しているか。 ・運営規程は届け出ているものと一致しているか。 ・変更の届出は変更後 10 日以内に行っているか。 	適 適 適 適	否 否 否 否	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書類の控 ・平面図 ・従業者の勤務一覧表 ・運営規程
<p>第 6 介護給付費の算定及び取扱い</p>			
<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 所定単位数（割引の届出があればその額）により算定されているか。</p> <p>(2) 「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、報酬告示別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 (事業所所在地が岡山市以外＝その他地域、1 単位＝10 円)</p> <p>※参考（岡山市内＝7 級地、1 単位＝10.14 円）</p> <p>(3) 1 円未満の端数を切り捨てているか。</p> <p>* [基本単位及び加算については、介護報酬編により自己点検]</p>	適 適 適	否 否 否	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費請求書及び明細書 <p>【青 P474】</p>

地域密着型通所介護

確 認 事 項	適	否	【『介護報酬の解釈』参照頁）・確認書類
【参考1】業務管理体制の整備等			介護保険法第115条の32
(1) 業務管理体制届出書を提出しているか。	適	否	【赤P1183～】
(2) 届出先や届出事項等に変更が生じた場合、速やかに必要な届出を行っているか。	適	否	
(3) 法令遵守責任者名等、届出の内容が従業者に周知されているか。	適	否	
【参考2】介護サービス情報の公表			介護保険法第115条の35
(1) 当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。	適	否	【赤P1209～】
(2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。	適	否	
(3) 公表内容は、サービス提供の実態と乖離していないか	適	否	

【注】参考1，参考2は、「人員・設備・運営基準」に含まれるものではありませんが、「介護サービス事業者」の義務として法律に明記されているものです。